

津市高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付要綱

令和5年4月1日訓第23号

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅で生活し、かつ、認知症による徘徊行動のおそれがある高齢者（以下「認知症徘徊高齢者」という。）に徘徊探知機を利用することにより、認知症徘徊高齢者を早期に発見し、及びその安全を確保するとともに、当該認知症徘徊高齢者を介護している家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「徘徊探知機」とは、GPS機能を有する位置情報探査システム等を活用した機器で、パーソナルコンピュータ、スマートフォン等により、当該機器の位置を特定することができる機能を有するもの（スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類するものを除く。）をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「高齢者徘徊探知機購入費等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する認知症徘徊高齢者の親族又は当該認知症徘徊高齢者と同居している者であって、当該認知症徘徊高齢者を常時介護しているもの（以下「交付対象者」という。）に対し、徘徊探知機による位置情報検索サービスの利用に要する費用（徘徊探知機（附属機器を含む。）の購入又は貸与（以下「購入等」という。）に要する費用及び加入料その他契約時に必要となる手数料に相当する費用に限る。）（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、かつ、在宅で生活している者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護者又は要支援者と認定されているおおむね65歳以上の者
- (3) 徘徊SOSネットワーク津に登録している者

(補助金の額等)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額が1万円を超えるときは、1万円)を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回限りとする。

(補助金交付の手續)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(交付申請の期限)

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、徘徊探知機の購入等をした日の翌日から起算して60日以内とする。

(添付書類)

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、徘徊探知機の購入等を証する領収書又はこれに類する書類とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、令和5年4月1日から施行する。

2 津市高齢者等徘徊探索器貸与事業実施要綱(平成18年津市訓第113号)は、廃止する。

別記様式（第6条関係）

高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 _____ ）

住 所
申請者 氏 名 ⑩
続 柄
電 話

高齢者徘徊探知機購入費等補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | |
|--|----------------|--|------|--|
| 徘徊探知機を利用する者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 生年月日 | |
| | （要介護認定、徘徊等の状況） | | | |
| 補助申請額 | 円 | | | |
| 要介護認定の確認のため、必要な調査が行われることに同意します。 （利用者氏名） _____ | | | | |

（注意）

- 徘徊探知機の購入等を証する領収書又はこれに類する書類を添付してください。
- 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。